

ふれあい緑化事業実施要綱

趣 旨

公益財団法人かながわトラストみどり財団（以下「財団」という。）は、「緑の募金」の募金額をもとに、市町村、地域住民、ボランティア団体等の自主的な植樹活動等に関する事業（以下、「ふれあい緑化事業」という。）の助成金交付に必要な事項を定める。

1 対象事業

- (1) 公共的な場所の緑化のための、植樹活動や植栽木、既存木の手入れ
- (2) 苗木の配布
- (3) 森林整備活動（地拵え、植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等）
- (4) 森林被害防除活動（森林病虫害等防除、野生鳥獣森林被害防除）
- (5) その他、緑の募金の目的にてらし、適当と認められる事業

2 対象経費

- (1) 植樹や植栽木、既存木の手入れのための経費（苗木代、支柱代、土・肥料代、伐採費用、せん定費用、運搬費用、看板設置費用など）
- (2) 苗木配布のための経費（苗木代、運搬費用など）
- (3) 森林整備のための経費（森林整備に必要な道具類の購入代など）
- (4) 森林被害防除のための経費（森林病虫害等防除、野生鳥獣森林被害防除に必要な資機材の購入代など）

3 事業規模

- (1) 事業額の予算は、当該年度等の「緑の募金」の募金額に基づいて定めるものとする。
- (2) 1件当たりの助成金は、原則、市町村は300,000円以内とし、ボランティア団体等は200,000円以内とする。

4 助成金交付の申請

助成金の交付を受けようとする市町村やボランティア団体等は、交付申請書（様式1）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

5 交付の決定

理事長は助成金の交付申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認められた時は予算の範囲内で助成額を決定し、申請者に交付の決定を通知するものとする。

6 事業完了報告

交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、理事長へ完了報告書（様式2）を提出するものとする。

7 助成金の額の確定と交付

- (1) 理事長は、前項の報告を受け、報告書の内容を審査し適当と認めたときは、助成金の額を確定するものとする。
- (2) 理事長は、助成金の額の確定を行った時は、すみやかに助成金を交付するものとする。
- (3) 交付の決定を受けた者は必要がある場合に限り、決定見積書（写し）を添えて理事長に支払い先（当該事業実施者）の指定を申し出ることが出来るものとする。
- (4) 理事長は交付の決定を受けた者の請求書に基づき支払うものとする。

8 表示板の設置等

事業の実施にあたっては、植栽箇所に表示板を設置する等により、ふれあい緑化事業であることを明示することとし、その方法については別紙のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成8年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

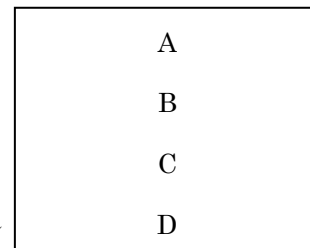
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

表示板の設置等

緑の募金による緑化事業であることを明示するため、次の方法を参考にし、表示板の設置等を行うものとする。

1 表示板

- (文言)
- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
 - B みどりの大切さを多くの人々に知っていただき、
みどり豊かなまち（森林）づくりを進めるため、
（ボランティア団体名）の皆様のご協力により植樹したものです。
 - C 年 月
 - D (公財)かながわトラストみどり財団



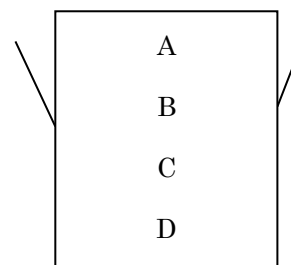
2 標柱

- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
- B 申請者名（市町村名、ボランティア団体名）
- C 年 月
- D (公財)かながわトラストみどり財団



3 樹木ラベル（幹装着式）

- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
- B 樹 種 名
- C 年 月
- D (公財)かながわトラストみどり財団



4 実施要綱 2 の(2)(3)に該当する事業の実施にあたっては、何らかの方法で緑の募金によるふれあい緑化事業であることを明示すること。